

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 16 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

令和4年度以降の適時調査の実施について

令和4年度における指導監査等につきましては、令和4年1月25日付け事務連絡「令和4年度における指導監査等について」により対応いただくこととしておりますが、令和4年度以降の適時調査の実施にあたりましては、これによるほか、下記によることとしましたので適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 調査方法等

令和4年度の適時調査は、「「適時調査実施要領」の改正について」（令和2年3月12日付け保医発0312第1号）別添「適時調査実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき、令和元年度以前と同様の方法で臨場により実施することといたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す観点から、実施要領のⅡ5（2）院内視察を行わない取扱いとしますので、必要に応じて書面等により確認を行う等、適宜対応をお願いいたします。

なお、臨場による適時調査実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講ずると共に、調査担当職員の健康管理を徹底し、調査対象病院所在地において、都道府県知事による移動、外出自粛要請等が発出された場合には適時調査の実施を見合わせる等、地域及び調査対象病院の実情等を十分考慮の上、感染拡大防止、医療提供体制の維持を最優先して実施の可否を判断するようお願いいたします。

2 実施機関の選定

令和3年6月18日付け事務連絡「病院による届出施設基準の自己点検について」（以下、「令和3年事務連絡」という。）による届出施設基準の「自己点検結果報告書」が提出されていない病院及び前回適時調査の実施年度が古い病院を優先して実施することといたします。

なお、病院の規模、調査時間、移動距離、旅費等を勘案し、同一日内または同一行程内に複数の病院に対して適時調査を実施する場合に、優先して実施する病院とそれ以外の病院を組み合わせることは差し支えないので、効率的な実施となるよう日程や組み合わせの検討をお願いいたします。

3 実施機関数

実施要領に基づき、令和4年度を起点として、医科（病院）を対象に原則、年1回を目途に実施することとし、対象となる医科（病院）が300施設以上の都道府県においては3年1巡、150施設以上300施設未満の府県においては2年に1巡を目途として行うことといたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、令和4年度の計画未達成もやむを得ないこととしていることから、地域の実情等を十分考慮した上で実施の可否を判断いただくようお願いいたします。

4 調査書

令和4年度診療報酬改定により新設及び変更となる施設基準の内容を反映させた調査書の改訂を予定しており、別途、改訂後の調査票をお送りいたします。

5 経済上の措置

従来の適時調査において、施設基準を満たしていないことが判明し、返還を求める場合の対象期間は、実施要領に基づき前回適時調査以降分としているところです。

ただし、令和3年度については、令和3年事務連絡により、自己点検結果報告書の提出があった病院については、当該自己点検が行われた令和3年7月1日時点で適時調査が行われたこととみなす取扱いとしていることから、令和4年度以降に適時調査を実施し、施設基準を満たしていないことが判明した場合は、令和3年7月以降分を対象として、施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から返還を求めることとなります。

なお、返還対象とする期間にかかる取扱いは以下のとおりであるので、ご留意いただくようお願いいたします。

(1) 令和3年度に自己点検結果報告書が提出されていない場合

- ・ 実施要領に基づき、令和2年度以前に実施した前回適時調査以降分を返還対象とする。

(2) 令和3年度に自己点検結果報告書が提出され、「否」となっていた場合

- ・ 令和3年事務連絡に基づき、令和2年度以前に実施した前回適時調査以降分を返還対象とする。

(3) 令和3年度に自己点検結果報告書が提出され、「適」となっていた場合

- ・ 令和3年事務連絡に基づき、令和3年7月以降分を返還対象とする。
ただし、「適」となっていた場合であっても、適時調査時の確認等により、自主点検を行わずに「適」として自己点検結果報告書が提出されたことが明らかとなり、令和3年7月時点で施設基準を満たしていないことが判明した場合は、原則、上記(2)同様に取り扱う。

(4) 上記(1)～(3)に関わらず、適時調査において、虚偽の届出や届出内容と実態が相違し、不当又は不正が疑われる場合

- ・ 適時調査を中断又は中止し個別指導又は監査の対象とする。